

銚田市公告第19号

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。

当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和3年5月11日

銚田市長 岸田 一夫

1 業務の内容

(1) 業務名

銚田市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託

(2) 委託期間及び業務内容

①委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

②業務内容及び時期

銚田市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託仕様書のとおり

(3) 提案限度額

25,377,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

年度別の支払限度額は以下のとおりとする。

令和3年度 9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和4年度 9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和5年度 7,377,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 担当部署

〒311-1522 銚田市塔ヶ崎790番地2

銚田市上下水道部下水道課

電話 0291-32-8381

2 参加者の資格に関する事項

当プロポーザルに参加させる事業者は、以下のすべての要件を満たすこととする。

- ① 銚田市建設工事等入札参加資格者名簿（令和3・4年度）に登載されていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。（契約能力を有しない者、破産者、暴力団関係）
- ③ 政令第167条の4第2項の規定に基づく銚田市の入札参加の制限を受けていない者であること。（指名停止又は指名停止に準ずる行為を行った者）
- ④ 銚田市建設工事等の契約事務に関する規程（平成17年訓令第69号）第82条に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこ

と。

- ⑥ 銚田市暴力団排除条例（平成 23 年銚田市条例第 13 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定するものでないこと。
- ⑦ 過去に地方公共団体等において、農業集落排水事業の地方公営企業法適用支援業務委託の契約実績を有すること。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

担当部局内に設置した選定委員会において、評価基準により企画提案書類について審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

- ①事業者の経営健全度
- ②事業者実績
- ③業務実施方針
- ④現状把握・分析について
- ⑤業務の実施体制
- ⑥法適用後のサポートについて
- ⑦コミュニケーション力
- ⑧その他提案
- ⑨見積額の妥当性

4 公募に関する実施要領（以下「実施要領」という。）の交付方法

(1) 交付場所及び問い合わせ先

〒311-1522 銚田市塔ヶ崎 790 番地 2

銚田市上下水道部下水道課

電話 0291-32-8381

Email: gesuidou@city.hokota.lg.jp

なお、実施要領は上記において直接交付する他、銚田市ホームページからダウンロードできる。

(2) 交付期間

公告の日から令和 3 年 5 月 21 日（金）まで（土日祝日を除く）

受付時間：午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

5 質疑応答

(1) 提出書類

銚田市農業集落排水事業地方公営企業法適用業務委託に係る質問書（様式第 2 号）による。

(2) 提出方法

4 (1) 交付場所及び問い合わせ先の Email に提出するものとする。

(3) 受付期限及び回答

受付は令和3年5月18日(火)午後4時まで(土日祝日を除く)。質問受付の翌日から起算して2日以内に市ホームページで回答する。

6 参加申込の提出

(1) 提出書類及び提出部数

参加申込書(様式第1号) 1部

主要業務実績書(様式第6号)及びその実績を証する書類の写し 1部

(2) 提出方法

持参又は郵送(期限内必着・送付記録の残る方法に限る。)

(3) 提出先

4(1)の交付場所及び問い合わせ先に同じ。

(4) 提出期限

令和3年5月21日(金)午後4時まで(土日祝日を除く。)

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案書(様式第4号) 11部

会社概要書 1部

見積書 1部

(1) 提出方法

持参又は郵送(期限内必着・送付記録の残る方法に限る。)

(2) 提出先

4(1)の交付場所及び問い合わせ先に同じ。

(3) 提出期限

令和3年6月11日(金)午後4時まで(土日祝日を除く。)

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 期限までに提出のあったプロポーザルについて、プレゼンテーションを行うこと(令和3年6月中旬実施予定。時間、場所及び実施方法については、企画提案書の提出者に別途通知する。)

(3) 企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションへの出席に要する経費については、提出者の負担とする。なお、提出書類等は返却しない。

(4) その他詳細については「銚田市農業集落排水事業地方公営企業法適用業務委託プロポーザル実施要領」による。